

議案第47号

令和5年3月20日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英  
吉 富 健 一  
田 中 エリナ  
河 本 英 樹  
矢 野 尚 良  
岡 雄 也  
大 木 健太郎  
山 本 智 紀  
梶 原 時 義  
本 田 精 志  
長 野 昌 子  
清 水 尚 美

松山市議会委員会条例の一部改正について

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例

松山市議会委員会条例（昭和36年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「及び福祉事務所」を「，福祉事務所及びこども家庭部」に改める。

付 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

松山市事務分掌条例の一部改正に伴い，松山市議会常任委員会の所管について所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。